

令和8年度

広徳中学校PTA総会資料

議案

- 1 令和7年度 活動報告
- 2 令和7年度 会計決算報告、監査報告
- 3 令和7年度 特別会計決算報告、監査報告
- 4 令和8年度 広徳中学校PTA活動方針（案）
- 5 令和8年度 会計予算（案）
- 6 広徳中学校PTA会則改正について
- 7 令和8年度 PTA役員および会計監査選出について

令和7年度 広徳中学校PTA 役員活動報告

月	役員会	月	校外活動
4	10日 第44回入学式 15日 役員会	4	
5	13日 役員会 20日 PTA総会(書面総会) 30日 体育大会	5	17日 中学校周辺草刈り 17日 徳力人推協役員会総会 19日 徳力地域交流センター運営協議会 20日 校区まちづくり協議会総会 23日 南中P連 令和7年度総会 25日 徳力小学校運動会
6		6	7日 北九州市PTA協議会 7日 紫川河畔清掃 14日 人権啓発フェスティバル 26日 まちづくり協議会 第1回運営会議・夜間パトロール
7	12日 役員会	7	3日 南中P連 連合会役員会 7日 地域清掃活動 9日 同和問題啓発講演会 24日 夜間パトロール
8		8	2日 広徳校区夏まつり 28日 全市一斉防犯パトロール 30日 まつりみなみ2025
9	30日 役員会	9	11日 南中P連 会長会 11日 全市一斉防犯パトロール
10	31日 文化総合発表会	10	4日 紫川河畔清掃 18～19日 第70回日本PTA九州ブロック研究大会 25日 こうとく校区運動会 29日 広徳小学校運動会
11	11日 役員会	11	1日 横代中学校創立50周年式典 8日 世代交流人権フェスティバル 8日 南中P連ソフトバレーボール大会 16日 広徳校区スポーツ大会(グランドゴルフ大会)
12		12	1日 広徳校区人権教育推進協議会 6日 徳力人権協地域別研修会 8日 3校合同ソフトボール大会 12日 南中P連役員会・理事会・意見交換会
1	13日 役員会	1	
2	3日 役員会	2	1日 ソフトバレーボール大会広徳カップ 19日 南中P連理事会 19日 まちづくり協議会運営会議
3	12日 卒業式 17日 役員会 27日 会計監査、総会資料作成	3	

令和7年度 PTA会計決算報告書

収入の部

	7年度予算(円)	決算(円)	備 考
会 費	903,000	903,600	年間3,000円×301名
PTA会費(卒業記念品)	120,000	0	
利 息	0	3,073	
繰入金	1,492,876	1,492,876	
その他	0	0	
繰越金	1,800,452	1,800,452	
合 計	4,316,328	① 4,200,001	

支出の部

項目	分類	7年度予算(円)	決算(円)	予算残(円)	備 考	
活 動 費	総 務 費	交通費	15,000	18,240	▲ 3,240	会議交通費
		渉外費	50,000	68,500	▲ 18,500	対外交渉費
		慶弔費	20,000	5,000	15,000	会員慶弔
		消耗品費	50,000	20,886	29,114	印刷、事務用品、コピー用紙
		会議費	5,000	3,274	1,726	お茶代
		通信費	80,000	80,585	▲ 585	システム利用料、役員活動通信費、振込手数料
		備品費	50,000	26,400	23,600	
		負担費	100,000	90,900	9,100	南区P連、市P連会費等
		研修費	50,000	5,500	44,500	PTA会員向け研修
		行事費	600,000	445,462	154,538	卒業式花束、体育大会飲料、生徒向け講演会負担金、周年事業積立
		設備費	80,000	75,240	4,760	校内有線放送設備費
		小 計	1,100,000	839,987	260,013	
事 業 費		教育活動応援費	720,000	286,587	433,413	横断幕、草刈作業時飲料、生徒会自主事業、部活動応援旗助成等
		卒業記念品等購入費	360,000	465,100	▲ 105,100	
		地域・厚生活動費	30,000	13,308	16,692	
		生徒活動費	330,000	281,275	48,725	
		小 計	1,440,000	1,046,270	393,730	
予 備 費		1,776,328	0	1,776,328		
合 計		4,316,328	② 1,886,257	2,430,071		

(総収入) (総支出) (次年度繰越金)

差引残高 ① 4,200,001 - ② 1,886,257 = 2,313,744

上記の決算について監査の結果適正と認められます

令和 8年4月22日

会計監査 田中久美
 会計監査 湯浅 梨加

令和 7 年度

特別会計 決算報告書

		購 買	記念事業費	合計
前年度繰越金 (A)		788,258	2,241,254	3,029,512
収 入 (B)	収 益	444,394	100,000	544,394
	利 息	1,279	3,787	5,066
支 出 (C)		536,268	0	536,268
次期繰越金 (A)+(B)-(C)		697,663	2,345,041	3,042,704

※令和7年度をもって特別会計の購買は購買室閉店廃止のため、次期繰越金は一般会計に繰り入れ。

購 買 内 訳

収 入	
売店 売り上げ	323,418
手数料(物品)	120,976
利 息	1,279
合 計	445,673

支 出	
売店仕入れ	168,866
人件費	366,043
租税公課(収入印紙)	0
消耗品費 等	1,359
合 計	536,268

上記の決算について監査の結果、適正と認められます。

令和 8 年 4 月 14 日

会計監査

田中久美



湯浅稔加



令和8年度 広徳中学校 PTA 活動方針（案）

- 1、 学校・家庭・地域との連絡を密にし、心身ともに健康な子供を育てます。
- 2、 子どもの健全育成のための学校づくり、地域づくりに協力していきます。
- 3、 学校環境の美化、学校施設の設備、充実に努めます。
- 4、 子どもたちの健全育成のために保護者、教職員と連帯の輪を広げ、地域諸団体とも手をつなぎ、活動に積極的に参加します。

令和8年度 PTA活動予算(案)

収入の部

	予 算(円)	備 考
会 費	918,000	年間3,000円× 306 (世帯)
利 息	0	
繰入金	697,663	購買会計からの繰り入れ
そ の 他	0	
繰越金	2,313,744	
合 計	3,929,407	

支出の部

項 目	分 類	予 算(円)	備 考	
活 動 費	総 務 費	交通費	20,000	会議交通費
		渉外費	70,000	対外交際費
		慶弔費	20,000	会員慶弔
		消耗品費	50,000	印刷、事務用品、コピー用紙
		会議費	10,000	お茶代
		通信費	100,000	システム利用料、役員活動通信費、振込手数料
		備品費	50,000	備品購入
		負担費	100,000	南区P連、市P連会費等
		研修費	50,000	PTA会員向け研修
		行事費	600,000	卒業式花束、体育大会飲料、生徒向け講演会、講演会各校負担金、周年事業積立
		設備費	80,000	校内有線放送設備費
			小 計	1,150,000
事 業		教育活動応援費	720,000	横断幕、草刈り作業時飲料、生徒応援助成
		卒業記念品等購入費	142,000	1,000円× 142名(徴収済)
		地域・厚生活動費	30,000	活動費
		生徒活動費	330,000	部活動への支援
		小 計	1,222,000	
	予 備 費	1,557,407		
	合 計	3,929,407		

北九州市立広徳中学校PTA 会則（改正案）

第1条 名称

この会は「北九州市立広徳中学校PTA」と称し、事務局を本校に置く。

第2条 目的

この会は、父母と教師が協力し、家庭と学校と社会における生徒の幸福な成長を願い、会員相互の教養と資質の向上を図り、理解と親睦を深めることを目的とする。

第3条 事業

この会の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 会員の知識、教養の向上に関すること。
2. 学校の教育に対する理解と協力に関すること。
3. 学校及び校区の教育環境の整備に関すること。
4. 生徒の福祉に関すること。
5. その他、会の目的達成に必要な事項。

第4条 会員の資格

1. 在籍生徒の保護者
2. 本校の教職員
3. 役員会で承認を得た者

第5条 会員の権利と義務

1. 会員は、総て同等の権利と義務を有し、この会の活動に積極的に参加する。
2. 会員は、総てこの会の運営について、意見を述べるができる。
3. 会員は、性別、年齢、社会的、並びに経済的地位、その他いかなる形においても差別されない。

第6条 機関

この会は、次の機関（会）で運営する。

1. 総会
2. 役員会

第7条 総会

この会の最高機関で全会員をもって構成し、会長が招集する。

1. 総会は、定期及び臨時総会とし、定期総会は、毎年1回年度始めに開催する。
臨時総会は、全会員の1/10以上の要請又は、会長が必要と認めた場合に開催する。
2. 総会は、委任状を含め1/3以上の出席で成立する。
3. 定期総会には、次の事項を決議する。
①事業報告 ②予算、決算報告 ③役員選出 ④規約改定 ⑤その他決議事項
4. 総会での決議事項は、出席者の過半数で決定する。

第8条 書面による決議

総会は、学校長及び役員会の承認があるときは、書面による議決をすることができる。

1. 書面決議は、全会員の1/3以上の回答で成立する。
2. 決議事項は、回答のあった会員の過半数の賛成で決定する。
3. 電磁的記録により書面を送付し、回答できることとする。

第9条 役員会

（役員会は、総会に次ぐ決議機関です。）

1. 役員、校長、教頭、教師代表で構成し、必要に応じて会長が招集する。

2. 役員会は半数以上の出席で成立し、決議事項は出席者の過半数で決定する。

第10条 役員会とその任務

必要に応じて会長が招集し、規約の改正、行事の立案及び運営に関することを審議する。

1. 総会において委任された案件の審議
2. 役員会の立案した事項の承認及び執行
3. その他緊急を要する事項

第11条 役員

・会長1名 ・副会長5名 ・書記2名 ・会計3名(学校より1名)

~~・購買会計2名~~

※必要に応じて若干名増やすことができる。

第12条 役員の仕事

1. 会長は、この会を代表して会務を統括し、会合を主宰する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその会務を代行する。
また、第15条に規定する活動の補佐を行う。
3. 書記は、会の常務を担当し、次のことを行う。
 - ① 日常業務、運営に関する事項。
 - ② 会議運営に必要な事項。
 - ③ 文書の記録、その他事務書類保管。
4. 会計は、会計事務を処理し、会計報告を総会で行う。

~~5. 購買会計は、購買会計事務を処理し、会計報告を総会で行う。~~

第13条 役員を選出と任期

1. 役員は、年度始めの総会に於いて、会員の中より選出する。ただし、役員会の承認を得て、年度の途中で役員を選出することもできることとする。
任期は1カ年とする(年度途中で就任した役員の任期は、年度末までの残る期間とする)。但し、再任を防げない。
2. 役員選考委員会に於いて、あらかじめ選考し、総会で承認する。
3. 役員選考委員会は、会員の中より選出し、役員会で承認する。

第14条 顧問

1. 会長は、必要に応じて顧問を委嘱することができる。
2. 顧問は、会長の要請により、その諮問に応ずる。

第15条 会員の活動内容

1. 人権・家庭教育・地域活動
会員(保護者)の人権教育、家庭教育への理解と認識を深めること、地域における安全安心に関する活動を行う。
2. 厚生活動
会員(保護者)の福利厚生や親睦に関する活動を行う。
3. 交流活動
生徒と会員(保護者)、学校全体の交流の場を作る活動を行う。
4. その他
総会、役員会において、必要に応じ活動内容を決めることができる。

第16条 経理

1. この会の収入は、会費、その他の収入をもってあてる。

2. 費用の流用については、役員会の承認を得て行う。

第17条 会費

1. 会費の金額は、総会に於いて決定する。
2. 会員は、会費を納入しなければならない。
3. 特別に理由のある者は、役員会の承認を得て、会費の減免をすることができる。

第18条 会計年度

この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第19条 会計監査

1. この会に、2名の会計監査をおく。
2. 会計監査は、総会に於いて選出、役員に準ずる。
3. 会計年度の決算報告及び関係書類を監査し、その結果を総会で報告する。
※監査の回数は、複数回でも可とする。

第20条 規約の改正

この会の規約は、総会に於いて出席者の過半数の同意がなければ改正できない。

第21条 付則の設置

この会の運営上、特に付則を必要とするときは、役員会の決定により置くことができる。

第22条 慶弔規定 (すべて会員が対象)

項目	規 定	
弔 事	会員、生徒の死亡	弔電、香料
見舞い	生徒入院加療 (1か月以上入院の場合)	見舞金
慶一事	職員の退職	祝い金

※その他慶弔の意を表す必要がある場合は、会長及び校長、もしくは役員会で決定する。

※但し、社会情勢の変化等により金額は役員会で協議し、変更できるものとする。

第23条 表彰規定

役員及び監査を通算2年務めた会員に対して、PTA活動功労者表彰を行う。

第24条 規約の発行

この会の規約は、平成18年4月1日から施行する。

【付 則】付則事項なし

(改 正)

平成 9年4月1日	第6条・第12条・第13条・第14条
平成10年4月1日	第24条
平成11年4月1日	第13条 第6項
平成13年4月1日	第25条
平成14年4月1日	第9条・第24条
平成17年4月1日	第4条 第3項
平成18年4月1日	第4条・第6条～第17条・第21条・第22条(条項整理及び改正)
平成22年4月23日	第10条 第7項・第11条 第7項
平成31年4月1日	第21条 第3項 (※追記)
令和 2年4月1日	第12条 第1項・第16条 第3項
令和 3年4月1日	第8条追加及び第10条 第3項・第11条 第3項削除
令和 4年4月1日	第4条・第6条・第9条～第17条・第21条～第23条

令和 8年4月1日 第11条、第12条第5項、第22条一部削除

令和8年度 広徳中学校PTA 役員・監査

役 職	氏 名
会 長	眞角 靖志
副会長	緒方 克也
〃	井上 昌宏
〃	貞清 智恵美
〃	高橋 葉子
〃	湯浅 梨加
書記	天野 智恵
会計	平塚 里苗
〃	石橋 翠
監査	片山 京子
監査	姓農 亜希子
顧問	森 繁